

学 位 論 文 題 名

ワイマール期国法学における方法と主体

学位論文内容の要旨

本研究はヘルマン・ヘラーの「国家学」を中心として、ワイマール国法学における方法問題を同時代的背景との関係で検討する試みである。ワイマール期国法学は、一方で憲法論をはじめとする公法学上の議論の文脈の中にある。他方でその対象である国家的秩序の中には当時の文化的・政治的・社会的危機が反映されているため、「生の哲学」をはじめとする文化的・社会的危機に反応した諸議論と内在的につながっている。従って、ワイマール期国法学の議論状況は、当時の政治状況に対する問題解決の試みであると同時に、視野を広げればマルクス、ニーチェ、ウェーバーといった巨大な先人が対決した「近代」の問題を法と政治の接点という限られた領域で試みたものである。このように潜在的に長い射程を有していることが、ワイマール期国法学の諸議論を今日においてもなお法哲学的に意義あるものとしている。以上のような二重の文脈のなかで展開されているため、ワイマール期国法学の議論における方法的対決は同時に政治的・実践的「主体」の回復という関心に支えられていたのである。つまり認識論的主-客関係と実践的なそれ（個人-国家）とが重疊的に問題化されていた。

本研究はこのような基本枠組みのなかでワイマール期国法学における諸議論の基本構造を検討するが、なかでもヘラーの議論を軸にして進めて行きたい。その理由は、ヘラーが同時代の諸議論と対決し、それぞれの論者について一やや断定的であるにせよ一、今日の研究の基準をなしているからである。逆にヘラーの側でもこれら諸議論との対決の中で自己の国家学を練り上げてきたため、この配置図の検討はヘラーの「国家学」理解にも必要な作業である。

ワイマール期国法学に関しては、特に最近多くの研究が発表されている。しかしそれらは個別的研究であることが多く、ワイマール期国法学全体の構造を、その思考構造に遡っ

て検討するという作業は残されている。本研究はできる限りこれらの新しい研究をも参照しつつ上の課題を試みたものであり、そのことにより今日の法哲学的議論との関係、またワイマール期国法学の意義と限界も明確になると考えている。

全体のあらまきは以下の通りである。

序章では本研究における基本的な分析枠組みを提示すべく、方法論と政治的主体論＝市民論の議論状況を検討するとともに、国法学内部での問題状況にも若干言及する。方法問題に関しては、一般にはウェーバーの社会科学論が出発点とされるが、ワイマール国法学の論者もその例外ではない。彼らはむしろウェーバー批判の側にたって、ウェーバー（そしてイエリネク）の議論を発展継承したものである。その意味でこの問題は本研究の通奏低音をなす。更にこの問題はワイマール期前後の「市民批判」の文脈ともつながっている。それが国家の危機、国家学の危機という問題であった。

第一章では「国家学の危機」という実証主義批判で主たる対象とされているケルゼンを取りあげる。ケルゼンの純粹法学と民主制論の構造を手続的決定論という観点から捉えなおし、ケルゼンの中では決定の問題が司法的手続に代表されるような対論的手続の合理性として示されていることから、ヘラーのいうような規範一元論の法則主義という批判は妥当しない。また、この手続を成り立たせる基礎については、ある種の批判的人間像が前提されており、それを生み出す政治的・社会的基盤についても配慮されている。とはいえこれらの諸側面が、一つの理論として構成されていない点に、ヘラーの批判が妥当する欠点が存在していた。

第二章では「主権論」を中心として、シュミットとの対比で権力と法との関係を検討する。「法則主義」を批判し、ヘラーと同様に法における意思決定や実在的権力の要素を理論上確認したところに彼らの意義がある。しかし、権力と法との制約関係に関する認識に関して両者は対立関係にある。ヘラーは両者の緊張関係の中で民主的主権論を構成しようとした。

第三章では、権威主義的国家論者であるカウフマンを対象とする。新カント派批判で知られる彼の議論は、わが国ではあまり検討されていないし、権力国家論者としての理解が一般である。本研究では権力国家論者であるという側面は否定しないが、それにいたる過程での有機体論の議論の不十分な取扱いを問題としたい。そのことは合理主義批判における問題点を示している。

第四章では精神科学的方法の代表者であるスメントを対象にする。スメントはヘラーの

国家学の構築の上で大きな影響を与えた。その精神科学の克服は、ヘラーの国家学形成において、民主主義と自由主義との関係をめぐる重要な論点である。スメントの統合理論は国家を動態的に理解して脱形而上学化している。だが、合理主義批判の一面性が、「体験」による相互主観的關係を社会的側面、個人对国家關係に不当に拡張した。その市民イメージは確かに国家に対して積極的に関与するものではあるが、その中心に位置する「体験」概念の問題点が国家—個人關係における公共性問題を取り込む妨げとなっている。ヘラーのスメント批判はこの点に関係している。

第五章では、ヘラーの「国家学」を内在的に検討する。ヘラーは機能主義的な国家構造の分析を行い、近代国家における諸要素の弁証法的關係を明らかにしようとした。そこでは「法」の成立における「法原則」の問題が重要な位置を占めている。それは「主体」問題の国家学的展開である。「主体」問題はウェーバー方法論に対する彼の否定的評価と関連しているが、実質的に両者は親近性を有している。法原則論とそれを動態的に形成していく主体像は、形式化的傾向の中での脱実質化を脱・実質ではなく、形式—実質の相互關係として位置づける枠組みの萌芽を提供している。それはワイマール—ナチスにいたる歴史的状况の中では十分な支持を得られなかったが、近代以降の国家認識としては妥当な方向を示していると考えられる。

以上のような形でワイマール国法学、とりわけヘラーの国家学を検討することにより、今日的な問題との關係、そしてヘラーの限界を検討する。以上の成果から今日の法や国家の問題に関する手がかりを得たい。

学位論文審査の要旨

主査 教授 今井 弘道
副査 教授 高見 勝利
副査 教授 長谷川 晃
副査 助教授 川崎 修

〈要旨〉 本稿は、ヘルマン・ヘラーの「国家学」を中心とし、「方法と主体」という論点に収斂させながら、ワイマール国法学における方法問題を同時代的背景との関係で検討する試みである。ワイマール国法学は、一方では憲法論をはじめとする公法学上の議論の文脈の中におかれているが、他方ではそこには文化的・政治的・社会的危機が反映されており、「生の哲学」をはじめ文化的・社会的危機に反応した諸議論と内在的な対応関係を有している。従って、ワイマール国法学の議論状況は、当時の政治状況に対する問題解決の試みとして理解可能であると同時に、マルクス、ニーチェ、ウェーバー等の思想的巨人が対決した「近代」の問題に、法と政治の接点の領域で取り組むものと見ることが出来る。このように近代それ自体に関わる大きな射程を有していることが、ワイマール国法学の諸議論を今日依然として法哲学的に意義深いものとしている。大野は、この点を踏まえつつ、ワイマール国法学における方法論的対決は、同時に政治的・実践的「主体」を回復させ、それを学的体系内に組み入れようとする関心に支えられていた、という点に焦点を設定する。換言すれば、認識論的〈主-客〉関係と実践的な〈個人-国家〉秩序関係との重疊的問題化の局面がそこにあった、というわけである。

本研究は、かかる基本枠組のなかで、ワイマール国法学における諸議論の基本構造を、とりわけヘルマン・ヘラーの議論を軸にして進めようとする。ヘラーが同時代の諸議論と対決し、それぞれの論者について今日の研究の基準をなすだけの論点の提示している、と理解されるからである。それは同時に、現代において大きな意義を有するに至ったヘラー研究のための不可欠の前提でもある。ヘラーは諸議論との対決の中で自己の国家学を構築していったからである。

序章では、本研究における基本的な分析枠組みを提示すべく、方法論と政治的主体論＝市民論の議論状況が検討される。方法問題に関しては一般にウェーバーが公準とされる場合が多いが、ワイマール国法学においても例外ではない。その議論の多くは、ウェーバー批判の側にたつて、ウェーバーやG. イエリネクの議論を発展継承させるという位置を占めている。この問題を介して、議論はワイマール期前後の「市民批判」の文脈ともつながり、国家の危機、国家学の危機とも通底することになる。

第一章では、「国家学の危機」をもたらした主犯とされるケルゼンがとりあげられる。大野は、ケルゼンの純粹法学と民主制論の構造を手続的決定論という観点から捉えなおし、そこでは、決定の問題が手続――司法的手続に見られるような対論的手続――の合理性として捉えられていたことが示される。とすれば、ヘラーの規範一元論的法則主義というケルゼン批判は必ずしも妥当しない。またこの手続を成り立たせる基礎についても、ケルゼンではある種の批判的人間像が前提されておられ、それを生み出す政治的・社会的基盤についても配慮がなされていないわけではない。とはいえ、これらの諸側面が、一つの理論として論理構成されていない点――それはまさしくケルゼンの方法論に直接に関わる点である――に、ヘラーの批判が妥当する欠点が存在していたことは否めないことが明らかになる。

第二章では「主権論」を中心として、シュミットとの対比において権力と法との関係が検討される。ヘラーやシュミットの意義は、「法則主義」を批判し、法における

意思決定や実在的権力の要素を重要視したところにある。しかし、権力と法との制約関係の認識に関して両者は対立関係にある。ヘラーは両者の緊張関係の中で民主的主権論を構成しようとしたが、シュミットにはこの緊張関係は基本的に欠落しているからである。

第三章では、権威主義的国家論者 E. カウフマンが対象とされる。彼の議論は新カント派批判として有名だが、それ以上には、わが国ではあまり知られておらず、権力国家論者の一人として理解されている程度である。大野はこのような事態に対して、カウフマンの有機体論を取り上げ、そこにおける合理主義批判の意義を浮かび上らせる。

第四章ではルドルフ・スメントが扱われる。ヘラーの国家学の構築の上で大きな影響を与えたスメントの精神科学のヘラーによる克服 [= 自己克服] は、ヘラーの国家学形成の中では、民主主義と自由主義との関係をめぐる重要な論点をなすものである。スメントの統合理論は、成程国家を動態的に理解し、それを脱形而上学化してはいる。だがこと合理主義批判の一面性の結果、「体験」による相互主観的關係が社会的側面、個人对国家関係に不当に拡張されている。スメントの市民は、その結果、確かに国家に積極的に関与するものと理解されてはいるが、その中心に位置する「体験」概念のかかる問題性のゆえに、国家-個人関係における公共性問題を自律的市民との関係において取り込むという点において十分ではない。ヘラーのスメント批判はこの点に照準を合わせるものである。

第五章では、ヘラーの「国家学」が内在的に検討される。ヘラーは機能主義的な国家構造の分析を行い、近代国家における諸要素の弁証法的関係を明らかにしようとした。そこでは「法」の成立との関係において「法原則」が占める意義をめぐることが重要な位置を占めている。それは「主体」問題の国家学的展開としての意義を有する問題でもある。ヘラーは、方法問題においては、ウェーバーに対して一貫して批判的であるが、「主体」問題に即してみる時、両者の議論は、実質的には、親近性を有している。法原則論とそれを動態的に形成していく主体像は、形式化的傾向に対抗しつつ、要するに形式-実質の相互関係として位置づけ、それに市民論を接合する枠組みの萌芽を提供している。それは、成程ワイマール-ナチスにいたる歴史的状況の中では十分な支持を得られなかった。しかし近代以降の国家認識としては妥当な方向を指し示しているもの、と評価される。

以上のようなワイマール国法学、とりわけヘラーの国家学を検討することにより、今日的な問題との関係、そしてヘラーの限界が検討される。それを大野は、今日における法や国家の問題に関するスプリング・ボードたらしめようとする。

〈評価〉 本論文は、ケルゼン以降のワイマール国法学の展開について、従来のわが国の当該領域における既存の研究と比べて、実に綿密な文献精査に立脚した上で——この意味では本研究における註はそれ自体として固有の価値を有するものと評しうる程である——、「方法と主体」という個性的な観点に立って、思想史的・法哲学的に展開するものとして、基本的には大きな寄与をなすものと評しうる。この「方法と主体」という観点は同時に、現代法哲学・実践哲学の様々な論点と交叉する諸問題を固有に浮かび上がらせることに成功している。

このように本論文はそれが駆使している素材の豊かさと対象、問題の包括性においては、課程博士の論文の水準としては、十分な評価を与えうる。但し、それが論文全体の論理構成・論理的ツメ・文章表現において適確に表現されているかという点では、未完成の部分も少なくなく、かなりのキズが残されていることも否定できない。この論文の内容的実質についての高い評価と、その形式的完成度との間のギャップは、評者全員の意見の一致したところであった。要するに、論文の完成度としては未熟な点が多々残されているが、要求される水準はクリアーしている、というわけである。

。このことはまた、更に彫琢が加えられるならば、多きな飛躍をなしうづだけの可能性を秘めているということをも意味している。大野の今後の学者としての成長もまた期待しうるところである。

以上の意味で、本審査委員会では、大野達司に博士（法学）の学位を授与することが適切であるとの見解に達した。